

# 電子政府推進対応ワーキンググループ 報告書（案）概要版

# 第1章 電子政府推進対応ワーキンググループのスコープ

## 本ワーキンググループの位置づけ

- IT戦略本部の新たな情報通信技術戦略において、「国民本位の電子行政の実現」は戦略の重要な柱として位置付けられ、こうした電子行政の共通基盤とされたのが国民ID制度であり、2013年までの導入を目指すこととされている。併せて、民間IDとの連携可能性を検討することとされている。
- グローバル時代におけるICTに関するタスクフォースの地球的課題検討部会において、電子政府については、国民本位の電子行政の実現に向け、具体的な検討課題やアクションプランの明確化の必要性が指摘された。
- 本年4月、上記部会に「電子政府推進対応ワーキンググループ」が設置され、政府の新たな情報通信技術戦略において、総務省の役割とされた事項の具体化等を図るなど、国民本位の電子政府・電子自治体の実現に向け、検討課題やアクションプランの明確化を行うこととされた。

## 本ワーキンググループにおける検討の視点

- 国民本位の電子行政の実現に向けて、以下の二つの観点から、検討を行う必要がある。
  - (1) 電子行政サービスの利用率の向上  
より多くの国民が電子行政サービスにアクセスし、利用電子行政サービスの利用率を上げていくためには、どのような課題の解決が必要か。
  - (2) 行政システム上の情報の利活用の促進  
行政システム上で保有されている情報について、組織や業務の壁を越えた共有、利活用を促進していくためには、どのような課題の解決が必要か。

## 本ワーキンググループの検討スコープ

- 国民が多様な電子行政サービスにアクセスするためのアクセス手段の在り方を検討。
- 「国民が便利を実感できる、魅力あるサービスの実現」という課題が、電子行政の議論の原点であることにかんがみ、行政システム上の情報の利活用の促進についても適時検討の俎上にあげ、議論。

## 第2章 国民本位の電子行政の実現に向けた方策

### 3つの方策

本ワーキンググループにて提案され、議論された具体策は、概ね以下の3点に集約できる。

#### 1. 民間IDの利活用

- ・ 民間IDの利活用については、電子行政サービスへのアクセス容易性の向上に係る課題に対し、国民がよく使っている既存の民間事業者発行のIDを用いて認証できるようにすることが有効ではないかとの指摘があった。
- ・ 民間IDを含む既存のIDについては、IDの信用力の担保を目的とした認定制度の確立や、カバーする電子行政サービスの手続きの範囲とコストの間の相互の適正なバランスの可否といった点が検討課題として指摘されている。

#### 2. 公的個人認証サービスの利用拡大

公的個人認証サービスについては、政府内でのこれまでの議論においても、今後、速やかで自律的な普及を促し、様々なオンライン手続等の認証基盤として発展・定着を図っていくことが目標とされ、目標実現のために、利用サービスの拡大、利便性の向上、行政分野における更なる利用促進等を図ることが課題とされている。

#### 3. 魅力ある電子行政サービスの提供

- ・ 上記2つの施策の共通の前提として、魅力ある電子行政サービスの必要性が再三指摘された。
- ・ 電子行政サービスにアクセスする際の事前準備として、多様な機関から添付書類を取り寄せ、準備する必要がある場合があり、利用者の多大な負担となることが想定される。
- ・ 官民連携による情報の共同利用の推進によって、官民の業務の効率化にのみならず、こうした国民による添付書類の取寄せ、提出の省力化にも大きく寄与することが期待できるのではないか。

# 第3章 本ワーキンググループにおける議論の内容

## 1. 民間IDの利活用

### (1) 既存IDのクレデンシャルの有効活用

- ・ 電子行政サービスへのアクセス向上における課題として、ログイン認証に必要な情報、いわゆるクレデンシャル(例 パスワード、電子証明書など)の発行・配布・利用プロセスに係る手続きが煩瑣であることが考えられることから、それらを補完する選択肢として、既存の民間IDのクレデンシャルの活用が有効ではないか。
- ・ 利用率が高まらない論点としては電子行政サービスへのアクセスの観点から説明されてきたが、「国民ニーズに合致した魅力的な電子行政サービスが提供されていない。」などの点も利用率が高まらない主因ではないか。

### (2) ID・クレデンシャルの安全性・信頼性を測る共通の基準について

- ・ 米国や韓国などの電子政府のサービスにおいては、電子政府における民間IDの利用が実践されており、我が国においても、IDやクレデンシャルの安全性・信頼性を測る基準を明確化し、その基準によってIDと利用可能な電子行政サービスを特定すれば、同様に実現可能ではないか。
- ・ 我が国の国民性を考えると、IDの提供を「だれ」が行っているかも重要視される。実際に、行政が本人確認をし、IDを保証することについては、国民、民間企業、地方自治体などから一定のニーズがある。なお、本人確認を行う行政機関には、手続きに関する義務や公務員等に対する罰則が法律上規定されていることで信用力を確保している。

### (3) 電子行政サービスとID・クレデンシャルとの保証レベルを媒介とする対応関係の明確化について

- ・ 各種電子行政サービスにおいて内容やリスク等の特性に即して要求される保証レベルと、保証レベルごとに求められるクレデンシャルの要件(身元確認情報のクレンジング等を含む)を定義・規定し、相互の対応関係を明確化した対応表を策定することが必要ではないか。(委員から試行的な分類による対応表が提出され、議論が行われた。)
- ・ 試行的な取り組みとして、保証レベルの対応表が作成されたが、個々の行政サービスの保証レベルは、そのサービスを提供する主体が決めることから、対応表の汎用性については議論が必要ではないか。

### (4) 民間IDの認定制度(信頼フレームワーク)の確立

- ・ 民間のポータル事業者や決済事業者等が発行したIDを、行政機関のサイトへのログインに利用できるようにするため、IDの信頼性を確保するための信頼フレームワークを整備することが必要ではないか。
- ・ 民間IDの認定及び保証レベルの保証を行う信頼フレームワークの確立については、組織の安定性や持続可能性も含めた認定・監査が必要であり、制度確立に向けて多大な人的労力と時間、コスト、さらにはまったく新しい法的枠組みも必要となる恐れがあるのではないか。

# 第3章 本ワーキンググループにおける議論の内容

## 2. 公的個人認証サービスの利用拡大

- 総務省においては、平成21年8月12日に公表された「公的個人認証サービス普及拡大検討会 中間取りまとめ」において、以下の6つの普及拡大方策が提案されている。

- (1) 認証用途の付加、(2) 記録媒体の拡大、(3) オンライン更新、(4) 有効期間の延長
- (5) 署名検証者の拡大(民間事業者への拡大)、(6) 利用用途の拡大(署名メール及び暗号メール)

以上のうち、本ワーキンググループの議論の過程で主に言及された方策は、以下の2点である。

### (1) 認証用途の付加

- ・ 今後、国民のニーズを満たす多様な電子行政サービスを利用する際に、公的個人認証サービスの電子証明書がより一層活用されるためには、その本人であって、なりすましではないことを保証する認証用途を付加することが必要ではないか。
- ・ 認証用の電子証明書を利用するに伴い、認証用の電子証明書がどのレベルの保証レベルに適合するかを明らかにした上で、保証レベルを媒介として利用可能な電子行政サービスを決定することが重要ではないか。

### (2) 記録媒体の拡張

- ・ 公的個人認証サービスの電子証明書の記録媒体をICカード以外に拡張することで、電子行政サービスへのアクセスが容易かつ簡便になるのではないか。
- ・ 韓国の電子政府では、ログイン認証時に使われる公認認証書(電子証明書)の記録媒体として、ICカード以外に、パソコン、FD、CD-ROM、USBトークン、携帯電話が認められており、こうした取組みと公認認証書の利用を促進する施策との相乗効果によって、韓国では、現在、経済活動人口の約80%が公認認証書を保有している。

## 3. 魅力ある電子行政サービスの提供

- ・ 電子行政サービスについては、単に利用率の向上だけではなく、サービスを利用することによって利用者にとってのベネフィット(利便性や効率の向上)をもたらすこと、社会全体の効率向上につながる事が重要である。
- ・ 官民の情報連携は、添付書類の取寄せ・提出の省力化にも大きく寄与することが期待されるが、この点は国民にとっての電子政府実現の具体的メリットとして、重要な要素の一つである。
- ・ 電子行政サービスの利便性の高さを国民・民間事業者に広く周知する広報活動も重要であり、また、利用者にあわせた効果的な電子行政サービスの情報の提供、電子行政サービスの利用に際する魅力的なインセンティブの付与といった方策も有効ではないか。

## 第4章 今後の進め方

### 基本的な考え方

- ①「国民が便利を実感できる、魅力ある電子行政サービスの実現」は可能な限り早期に実現すべき課題であって、着手できる施策から、速やかに実行していくべきであること。
- ② こうしたサービスのメリットについて、目に見える形で国民に示し、その実現の必要性について理解を得ていく努力が重要であること。
- ③「民間のID利活用」「公的認証手段の利活用」のいずれも、国民本位の電子行政サービスの実現に向け、重要な検討課題であること。関連する制度や予算の議論と並行して、「利活用に関する具体的なニーズ」「実現した場合のメリット」等について、国民の目に見える形で示していく必要があること。

### 実証実験の実施

- 本ワーキンググループとしては、まずは、現在の技術・制度環境の下で、政府が以下を目的とする実証実験に可能な限り早期に着手し、実行することを提言する。
  - (ア) 電子行政サービスの利用率の向上を図る観点から、「民間のIDの利活用」「公的認証手段の利活用」について、利用者の立場から見たニーズを明確化すること。
  - (イ) 行政システム上で保有されている情報について、組織や業務の壁を超えた共有、利活用を促進し、国民利用者の利便性の向上を図る観点から、行政組織間、又は行政－民間の間の情報の共有、利活用について、利用者の立場から見た具体的なニーズを明確化すること。
  - (ウ) 上記(ア)、(イ)のニーズに応えたアクセス手段やICT基盤が実現した場合、一般の利用者にどのようなメリットが生ずるか、具体的に目に見える形で提示するとともに、利用者の意見を収集すること。併せて、実現に向けた技術的・制度的課題の明確化を図ること。